

指名停止等一覧表

(期間 平成27年1月1日～平成27年3月31日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
株式会社 渡辺組	北海道紋別郡湧別町中湧別南町929-1	平成27年1月19日	平成27年3月18日	2ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)	公正取引委員会が、網走管内コンクリート製品協同組合らに対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行った結果、同法第8条第1号(事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限)に該当し、同法8条の規定に違反する行為を行っていたとして、平成27年1月14日、当該組合に対し、同法8条の2第2項規定に基づく排除命令を行うとともに、同組合の構成事業者に対し、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行ったため。
株式会社 ニッセー	北海道旭川市永山13条3丁目1番7号	平成27年3月23日	平成27年4月6日	2週間	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	当該事業者が平成26年5月2日に旭川市内で施工した一般工事において、作業員1名が仮設物から墜落し負傷する事故を生じさせ、平成27年1月6日、旭川簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑を受けたため。

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。